

# 「国家公務員の国際機関等への派遣に関するQ & A」

## Q1 各省庁からは、どのような国際機関に派遣されているのですか？

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（以下「国際機関派遣法」という。）に基づき、令和3年度末時点では、344名の職員が下記のような機関に派遣されています。

- 国際通貨基金（IMF）、国際労働機関（ILO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）などの国際連合関係機関
- 経済協力開発機構（OECD）、世界税関機構（WCO）、アジア開発銀行（ADB）などその他の国際機関
- 外国政府の機関

## Q2 派遣された場合、どのような業務に従事することになるのですか？

課長補佐級・係長級（国連関係機関：P-1~4程度、OECD：A4以下など）のポストに派遣された場合には、特定のテーマに関する調査・研究、プロジェクトの実施等の職務を担うこととなります。

また、管理職（国連関係機関：P-5、D-1・2程度、OECD：A5以上など）として派遣される場合には、プロジェクトに係る資金調達や人員の確保など、マネジメント的な役割が重視されることとなります。

## Q3 派遣に当たっては、どのような能力や知識、職務経験が求められますか？

国際機関等で勤務するに当たっては、原則的には関連分野で修士号以上の学位を有することが求められるほか、英語等の語学力や海外留学などの国際経験が重視されるケースがあります（ポストによっては、一定年数の職務経験をもって学位の要件を満たしたとみなされる場合もあります。）。

また、選考の準備や実際に勤務する際には、国際情勢や日本を含む各国の諸政策についての十分な理解力が必要となります。自分の所属する省庁の政策分野全般についての基本的な知識を蓄えるとともに、新聞・ニュースや各国際機関のホームページなどを参考に、グローバルな政策課題の動きに常に興味を持っておくことも重要です。

## Q4 派遣者の選考は、どのように行われるのですか？

一般的には、複数の候補者に対して、各機関が書類選考、筆記試験、面接試験などを実施し、合格者が決定されることとなりますが、各省庁との個別の取り決めにより、簡易な手続きで選考が行われる場合もあります。

選考への応募から派遣決定までには、半年程度の期間がかかることが想定されますが、詳細な選考手続きについては、各省庁の人事担当に確認してください。

## 「国家公務員の国際機関等への派遣に関するQ & A」

### Q 5 派遣期間は、どのように決まるのですか？

派遣期間は、派遣元省庁と派遣先機関が協議の上で決定されることとなりますが、派遣される職員の同意を得ることが必要です（5年を超える場合には、人事院への協議が必要。）。

なお、当初は1年程度の任期として派遣を開始し、実情に合わせて更新を行うという運用が行われている場合もありますので、具体的な期間については、各省庁の人事担当に確認してください。

### Q 6 派遣時には、在外公館の支援を受けることはできますか？

外務省には、各国際機関等を担当する在外公館があり（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部、OECD日本政府代表部など）、派遣手続きや派遣先での業務の支援を行っています。

なお、住宅や銀行、保険加入など生活面で必要な支援は、派遣先機関が行うこととなりますので、詳細については各機関に確認してください。

### Q 7 派遣時の身分は、どのようになっているのですか？

国際機関派遣法に基づく派遣の場合、派遣期間中も派遣元省庁の職員としての身分を保有するものの、当該省庁の職務に従事しないものとされています。

なお、退職手当の計算に当たっては、派遣先の機関の業務は公務とみなされますし、派遣元省庁への復帰時における給与等の処遇については、部内職員との均衡を失することがないように配慮が加えられることとされています。

### Q 8 派遣時の給与は、どのようになっているのですか？

派遣時の給与は、基本的には派遣先機関から支給されることとなりますが、派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められる場合には、派遣元省庁から給与が支給されることとなっています。

具体的には、当該職員が派遣先機関の所在地（国・都市）にある在外公館に勤務していたとして支給されることとなる俸給等の年額に見合うよう、追加的に給与が支払われることとなります。実際の支給額については、各省庁の人事担当に確認してください。

## 「国家公務員の国際機関等への派遣に関するQ & A」

### Q9 派遣時の国家公務員共済組合の取扱いは、どのようになっているのですか？

派遣中も派遣元省庁の職員としての身分が維持されるため、共済組合資格も継続されます（一時帰国中に、共済保険を適用して診療を受けることなども可能です。）。

なお、このため、派遣中も継続して共済掛金や保険料を支払う必要があります。派遣元省庁から支給される分の給与の額では掛金・保険料等をカバーできない場合には、別途の方法により納付することになります。詳細については、各省庁の共済担当に確認してください。

### Q10 派遣時の給与に係る税金についての取扱いは、どのようになっているのですか？

国際機関等から支払われる給与については、条約等の規定により免税となる場合もありますが、当該機関の所在国の税務法令を確認してください。また、派遣元省庁から支給される分の給与については、日本の税務法令が適用されます。

なお、派遣先の勤務の一部を、日本国内においてテレワークにより実施したような場合には、当該部分に係る支給額について確定申告の必要が生じる場合もありますので、国税庁・税務署等に確認してください。